

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

監査公告

○監査公告 昭和二十九年度各警察署の定期監査の結果公表

目次

監査概況

監査委員 松本利治
同 山本四郎

鳥取県監査公告第二百二十五号
地方自治法第一百九十九条の規定に基き、昭和二十九年度に係る各警察署の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十年六月二十一日

鳥取県監査委員 松本利治
同 山本四郎
同 近藤傳一
大西節夫

昭和二十九年七月警察制度の改正によつて、従来の国家地方警察及び自治体警察が統合され県警察として新芽足したので、今回の監査に當つては初年度における運営状況並びに事務の執行につき実施した。その結果結論的には各署とも人員予算の約を受け特に定数削減に伴う過重な負担を克服しつつ、補勤、超過勤務によつて所管事務の完遂に努力しているものと認めたが、治安維持確保の重要性にかんがみ、財政的配意を要する問題が多く見受けられ、また事務運営上考究または改善すべき事項も少くないので関係当局は十分留意検討を加えられ、それぞれ善処されることを強く要望する次第である。
なお民主警察のあり方については各署とも努力していることは結構であるが、窓口行政の刷新並びに広報活動等については一層留意し、職員の教養訓練等についても格段の努力を傾注されることを熱望する。

次に各署を通じ共通的事項を概括する。

一、警察職員定数の縮減によつて各署とも警察官及びその他の職員の勤務が極度に過重となつてゐる。即ち定数条例及び公安委員会規則の施行によつて県本部は計画的に人員整理を断行しているが、一面駐在所、派出所その他の部署の要員に欠員を生じ、警察事務に空白を生じている事例も見受けられ、補勤或い兼任等によつて補つてゐるけれどもいきおい超過勤務によらなければ所管事務を遂行し得ない結果となり人事管理上からも真剣に考究を要するものと認めた。しかして、本監査を通じ人員整理は現段階においてすでにその限界に達しているものと考えられるので、部内全般を通じて定員の再検討を行い、一層適正妥当な人員配置をなすよう当局は考慮された。また定数条例第二条第二項の規定を適用して休職者その他該當者をすべて定数外とする特別措置と更に根本的には政府に対して定数基準の改訂並びに財政的措置を講ぜられるよう强力に要請することが緊要と認めるので公安委員会及び県警察本部

部のみならず、知事並びに関係機関においても積極的配意し早急に善処されたい。

二、予算の配分並びに令達については県警察本部会計課において集中管理し計画的にしかも經濟的・効率的執行図つてゐることは結構である。しかしながら光熱水費、電話料等經常義務的経費以外のものはすべて見積書を徵し、本部に申請し審査の後予算令達しているので署の自主的計画執行の隘路となつてゐるものがある。また手数料借料及び損料等の令達がないため契約更新ができない等の事例もあるので事務簡素化の面からも早期事前令達するよう考究すべきである。また旅費、その他諸手当等予算に制約され定額支給が不可能な実情であつたので当局は考究されたい。

三、警察行政費については、県当局の配意が望ましい。警察費は事犯の捜査・検挙等その事務の性格からして浮動性が強く、しかもその必要性は絶対的であつて予算的制約を受ける場合は、勢いその活動も容易でない面が生じる。殊に警察署単位に設けられてあつた治安

維持協議会は從来防犯その他警察活動に協力し、施設維持管理費及び活動経費の一部を支弁していたようであるが、寄附行為抑制の方針と市町村財政の窮乏により、廢止され、警察行政費は事実上縮少する結果となり更に警察活動を困難ならしめており治安維持上憂慮されると思料せられるので警察運営上必要最少限度の所要経費はこれを確保し、遺憾なきを期するよう予算措置等について關係當局の善処を要望する。

四、事務の簡素化につき一層考慮されたい。会計事務及び警察事務の簡素化、合理化については、県本部においてすでに研究実施中であるが、一部には、なお簡素化すべき余地があるものと認めるので、更に検討を加え、実施するよう關係者において措置されたい。

五、警察職員に対する住宅措置を講ずべき要を認めた。

即ち警察職員は職務の特殊性からして勤務地外の居住を認め難いが現下の住宅事情からして各署とも職員の住宅問題は極めて深刻である。県においては警察職員に對して特に宿舍手当の制度を設けたのであるが僅か

月一百円を申訴的に支給している程度であつて職員住宅については切実の問題として根本的措置が望まれる。六、警察公用財産の移管について、旧国家地方警察所管分は本年三月三十日付をもつて県はその手続を了しているが、旧自治体警察財産については、市當局との協議が未解決であつたので早急に善処されたい。なお県下各註在所はそれぞれ地元關係町村有として從来からきているが町村合併等によつて管理上考究すべき点もあるので今後の措置対策について關係當局の善処を望む。

七、機動力の整備については、各署管内の状況により異なるが特に県境所轄警察である智頭、黒坂或いは広汎なる区域を担当する溝口警察等において奥地及び僻地では道路が狭隘のため現在の機動力では充分なる活動に容易ならざるものがあり、かつ、また防犯警備、捜査等に支障をきたす面があるので、各署の実情に即した機動力の充実整備が必要である。また警察用裝備については従来から國が直接現物割当制をとつてゐるが財政

が許せば自動車程度のものは県費をもつて整備し第一線警察活動に支障のないよう財政当局の考慮が望ましい。

八 物品の保管管理は一層明確を期すべきものがある。

従来の国有物品は制度の改革によつて直接国から貸与または譲与を受けているものと自治体警察のものは、引継未了のため現状のままとしそれぞれ台帳を区分し整理しているが、このほか署によつては旧來の各種外

かく後援団体の物品もあつてその現物管理は一層複雑を極めているのでその区別を割然として整理して置くことが肝要である。

九 経理出納事務は各署とも努力し概ね適正に執行しているものと認めたが、個々の内容を検討してみると中には形式的処理に終り、特に県条例規則等が実質に適合しないもの或は事務手続きにおいて実状に即していない等工夫改善をする点も少くないので考究し事務処理に当つては実質的にしかも適正に執行するよう留意されたい。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

行 県
島坂者
行 島坂縣
島坂市
東町
所
島坂縣
島坂市
東町
所
縣
印 刷 所